

会 員 各 位

一般社団法人 栃木県トラック協会
会 長 石塚 安民
(公印省略)

事業実績報告書・事業報告書の提出について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営について格別のご支援ご協力を頂き、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、事業実績報告書および事業報告書については、運輸支局に定められた提出期限までに提出する必要があります。

つきましては、事業実績報告書および事業報告書の提出について、下記のとおりご案内させていただきます。

●提出期限

1. **事業実績報告書** ⇒ 令和5年7月10日までに栃木運輸支局に提出

2. **事業報告書** ⇒ 各事業者の決算日から100日以内に栃木運輸支局に提出

※事業実績報告書と事業報告書は異なる報告書です。それぞれに提出義務があります。

※県外本社の場合は、本社を管轄する運輸支局に提出してください。

※栃木県トラック協会では、会員サービスの一環として事業実績報告書および事業報告書を栃木運輸支局に代理提出するサービスを行っております。（栃木県トラック協会を経由せずに栃木運輸支局に直接提出されても全く問題はございません）

栃ト協窓口に提出される場合は、提出期限の1週間前までにご提出ください。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

●提出先及び提出部数（事業実績報告書・事業報告書 共通）

・栃木運輸支局に直接提出する場合は3部提出。（うち1部は控えとして返却されます）

・栃木県トラック協会を経由して栃木運輸支局に代理提出するサービスを希望する場合は、栃木県トラック協会に4部提出。（うち1部は控えとして返却します）

※郵送による提出の場合は、控えが1部返却されますので、返信用封筒を同封してください。

（栃木運輸支局・栃木県トラック協会のどちらに提出する場合も、共通事項となります。）

・未提出の場合は、事業計画の「事業規模の拡大」となる認可申請（例：営業所新設、車庫の拡張、一定規模以上の増車等）が制限されますので、ご注意願います。

・事業実績報告書および事業報告書の様式については、下記サイトに雛形がありますのでそちらからダウンロードしてご利用ください。（栃木適正化 HP には記入例も掲載しております。）

○栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

<http://www.tochigi-tekiseika.com/chohyo.html>

栃木県適正化HP → 【報告書関係】 事業報告書、事業実績報告書

○関東運輸局

<https://www.ttb.mlit.go.jp/kanto/page2/kamotu.html>

※事業報告書の様式については、栃ト協窓口でも販売しております。（1部130円。3/27 現在）

※栃木県トラック協会が行う代理提出サービスをご利用された場合、参考資料として（公社）全日本トラック協会に情報を提供させていただく場合がございます。

【問合せ先】（一社）栃木県トラック協会業務部 TEL 028-658-2515